

社団法人岐阜県産業環境保全協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、社団法人岐阜県産業環境保全協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を岐阜県岐阜市藪田南1丁目11番12号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、産業廃棄物の適正な処理、積極的な再生利用等を推進することにより、生活環境の保全、産業の健全な発展及び資源の効率的活用を図り、もって県民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 産業廃棄物の適正な処理、再生利用等に関する調査研究、教育研修及び相談指導
- (2) 産業廃棄物の適正な処理、再生利用等に関する情報収集及び印刷物の発行
- (3) 産業廃棄物の適正な処理及び再生利用における維持管理等に関する会員への技術援助
- (4) 共同産業廃棄物処理施設設置等の推進
- (5) 基金の設置及び運営に関する事業
- (6) 産業廃棄物処理業者に対する経営改善指導
- (7) 財団法人日本環境衛生センター、財団法人日本産業廃棄物処理振興センター及び社団法人全国産業廃棄物連合会に協力して行う事業
- (8) 産業廃棄物に関する知識の啓発普及
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第5条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員及び特別会員をもって民法

上の社員とする。

- (1) 正会員 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、岐阜県知事又は岐阜市長の許可又は指定を受けて産業廃棄物の処理又は再生利用を行う者及び産業廃棄物の排出事業者で、この法人の目的に賛同して入会した個人又は法人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (3) 特別会員 学識経験者又はこの法人に功労があった者で、総会において推薦されたもの

(会費)

第6条 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 会費は、毎年4月末日までに納入しなければならない。ただし、第35条において定める会計年度の中途において次条の規定により入会を認められた者に係る当該年度の会費は、入会を承認した旨の通知を受けてから1週間以内に納入するものとし、正会員にあっては、別に総会で定める入会金を併せて納入するものとする。

(入会)

第7条 正会員又は賛助会員になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(退会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、その旨を理事長に届け出なければならない。

- 2 会員が死亡し、又は会員である法人等が解散したときは、退会したものとみなす。
- 3 会員が会費を1年以上納入しないときは、退会したものとみなす。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、社員（正会員及び特別会員をいう。以下同じ。）総数の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。

- (1) この法人の名誉をき損し、又はその設立の趣旨に反する行為をしたとき。
- (2) 廃棄物処理法に違反し、その他この法人の信用を失う行為をしたとき。

- 2 前項の規定により、会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。ただし、当該会員が総会への出席を拒否した場合においてはこの限りでない。

(抛出金品の不返還)

第10条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員等

(種別及び選任)

第11条 この法人に次の役員を置く。

- | | |
|-------------------------------------|------------|
| (1) 理事長 | 1人 |
| (2) 相談役 | 若干名 |
| (3) 副理事長 | 2人 |
| (4) 専務理事 | 1人 |
| (5) 常務理事 | 1人 |
| (6) 理事（理事長、相談役、副理事長、専務理事及び常務理事を含む。） | 20人以上25人以内 |
| (7) 監事 | 2人 |
- 2 理事及び監事は、総会において選任する。
ただし、賛助会員又は特別会員である団体の代表者であって、その者が当該団体を代表する立場でなくなった場合における補欠役員は、理事会において選任する。
- 3 理事長、相談役、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事の互選により定める。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職務)

第12条 理事長は、この法人を代表し、会務を統括する。

- 2 相談役は、この法人の運営について、理事長に助言を行う。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ理事会の議決を得て定めた順序により、その職務を代行する。
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐するとともに、理事会の議決に基づき日常の業務を統括する。

- 5 常務理事は、専務理事を補佐して、日常の業務を処理する。
- 6 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。
- 7 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員任期)

- 第13条** 役員任期は、2年とする。ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 役員は、再任されることができる。
 - 3 役員は、任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

- 第14条** 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会において社員総数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。
- 2 第9条第2項の規定は、前項の規定により役員を解任しようとする場合に準用する。この場合において、同項中「会員」とあるのは「役員」と、「除名」とあるのは「解任」と読み替えるものとする。

(報酬)

- 第15条** 役員は、有給とすることができる。
- 2 役員には、費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を得て理事長が定める。

(事務局)

- 第16条** この法人の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
 - 3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。
 - 4 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、理事会の議決を得て理事長が定める。

第4章 顧問

(顧問)

- 第17条** この法人には、必要に応じ、顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、理事会の議決を得て理事長が委嘱する。
 - 3 顧問は、この法人の基本的な事項について、理事長の諮問に応じ、及びこ

の法人の会議に出席して意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。

第5章 会議

(種別)

第18条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第19条 総会は、社員をもって構成する。

- 2 賛助会員は、総会に出席して意見を述べるができる。ただし、議決に加わることはできない。
- 3 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第20条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

- 2 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - (1) 総会の議決した事項の執行に関すること
 - (2) 総会に付議すべき事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第21条 通常総会は、毎年3月及び6月に開催する。

- 2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、又は社員の5分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があつたときに開催する。
- 3 理事会は、理事長が必要と認めたとき、又は理事の4分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があつたときに開催する。

(招集)

第22条 会議は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項及び第3項の規定による請求があつたときは、その請求があつた日から20日以内に会議を招集しなければならない。

3 理事長は、会議を招集するときは、開会の日の10日前までに、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第23条 総会の議長は、その総会において、出席した社員の中から選出する。

2 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第24条 会議は、総会においては社員の、理事会においては理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第25条 会議の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した社員又は理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第26条 やむを得ない理由のため会議に出席できない社員又は理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、若しくは他の構成員を代理人として表決を委任し、又は団体（商法に基づく会社及び有限会社法に基づく有限会社を除く。以下同じ。）の代表である理事にあっては、その団体の他の者をして代理出席させることができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 社員又は理事の現在数
- (3) 会議に出席した社員の数又は理事の氏名
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した正会員又は理事の中からその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第6章 委員会

(委員会)

- 第28条 この法人には、理事会の議決により、委員会を置くことができる。
- 2 委員会の組織、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第29条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

- 第30条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

(経費の支弁)

- 第31条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

- 第32条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決により定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(暫定予算)

- 第33条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を得て、予算成立の日まで前年度の予算に準じてこれを執行することができる。
- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第34条 この法人の事業報告及び決算は、理事長が作成し、その年度末の財産目録とともに監事の監査を受け、毎会計年度終了後3月以内に総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第35条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、総会において、社員総数の4分の3以上の議決を得、かつ、岐阜県知事の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第37条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号まで、及び同条第2項の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、社員総数の4分の3以上の議決を得なければならない。

(残余財産の処分)

第38条 この法人の解散のときに存する残余財産は、総会において社員総数の4分の3以上の同意を得、かつ、岐阜県知事の許可を得て、この法人と類似の目的を有する公益法人に寄付するものとする。

第9章 補則

(委任)

第39条 この定款の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を得て理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の設立の許可のあった日（平成元年5月19日）から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第11条第2項の規定にかかわらず、別紙

役員名簿のとおりとし、その任期は、第13条第1項の規定にかかわらず、平成3年6月に開催される通常総会の日までとする。

- 3 この法人の設立当初の入会金は10,000円とし、第6条第2項の規定により納入したものとみなす。
- 4 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第32条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成2年3月31日までとする。

附 則

この条文の一部改正は、平成3年8月3日から施行する。

附 則

この条文の一部改正は、平成5年3月22日から施行する。

附 則

この条文の一部改正は、認可のあった日（平成8年7月18日）から施行する。

附 則

この条文の一部改正は、認可のあった日（平成9年7月7日）から施行する。

附 則

この条文の一部改正は、認可のあった日（平成18年7月11日）から施行する。

附 則

この条文の一部改正は、認可のあった日（平成23年8月1日）から施行する。